

令和 3 年 3 月

射水市議会定例会議案
(議員提出議案)

目 次

議員提出議案第 1 号 射水市議会会議規則の一部改正について

議員提出議案第 1 号

射水市議会会議規則の一部改正について

射水市議会会議規則の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 9 日 提 出

提出者	射水市議会議員	島	正己
	〃	中村	文隆
	〃	加治	宏規
	〃	高畑	吉成
	〃	津田	信人
	〃	竹内	美津子

射水市議会規則第 号

射水市議会会議規則の一部を改正する規則

射水市議会会議規則（平成 1 7 年射水市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 9 1 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、1 4 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第 1 3 9 条第 1 項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願」を「前 2 項の請願」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。